

## 野田市農業委員会総会会議録（第12回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年12月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
4番 川辺茂	5番 筑井正
6番 古谷文夫	7番 齊藤和夫
8番 石塚正夫	9番 染谷美佐夫
10番 針ヶ谷久翁	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 染谷 隆徳

事務局長補佐 大塚 和彦

農地農政係長 間中 浩司

**議長** ただいまから令和3年第12回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、3番、藤井愛子委員、病気のため欠席でございます。

12番、吉岡清美委員からは、遅参の申し出がありました。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

1番 石山 幹雄 委員

2番 石山 高弘 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で7,452平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、遠隔地のため、作付けが困難なため、譲受人は、営農を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**針ヶ谷委員** 今月は1班が担当で、12月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、2番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番、4番から7番については齊藤委員、議案第1号申請番号3番から5番、議案第3号申請番号2番、3番、8番から10番については川辺委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について齊藤委員から報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字目吹新田の田2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1,757平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、船形字昭和下の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1,225平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、船形字昭和中の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で698平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、東金野井字五駄新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で2,068平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字志部の畑3筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

—吉岡委員入室—

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1,484平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸資材置場用地です。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、貸資材置場として利用されているため、始末書が添付されております。

計画内容は、碎石敷きされているため、現状のまま利用する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣接農地との境界に柵板を設置しております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力及び信用についてですが、資力については、新たな工事は発生しないため、資力に関する書類は添付されていません。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で420平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、土砂等の搬出入はなく、整地のみで専用住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、蒸発散装置により宅地内で処理する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から5ページの申請番号10番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、資力については、住宅ローンに関する書類及び融資に関する承諾書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1,889平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1,188平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第3号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。



給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で1,185平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、畑 3 筆で 1,363 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和 3 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第 3 号申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、砂利敷きにて駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、一部にブロック塀を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 773 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和 3 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第 3 号申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、砂利敷きにて駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロック塀で囲い、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 502 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和3年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、砂利敷きにて車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプを設置し、砂利等の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号8番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で513平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第3号申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号9番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で537平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年11月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第3号申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 603.30 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による日用品販売及び飲食店舗です。

令和 3 年 11 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第 3 号申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

計画内容は、埋め立て等は行わず、整地のみで日用品販売及び飲食店舗を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、水路に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が流出しないよう高低差を設けない計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、自己資金と補助金の交付を受けます。

自己資金は預貯金残高証明書が添付されています。

補助金についてですが、補助金名は中小企業事業再構築促進補助金で交付決定額は6000万円となっております、交付決定通知書が添付されているため、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**筑井委員** 議案第3号、申請番号10番、今説明があった件ですが、この登記簿の宅地っていう項目と、それと備考欄の既存宅地、これについて内容を説明していただきたい。

**事務局** 登記簿の地目は宅地ですが、農地として利用しているので、現況が農地のため農地法の規制を受けますので、今回申請がありました。

備考の既存宅地は開発の要件であり、開発要件として、議案書に記載させていただきました。

**筑井委員** そうしますと登記簿上宅地、もちろん登記簿上何であっても現況が農地の場合は、農地転用の許可が必要だと理解していますが、そういう場合も第1種第2種農地という位置付けはされるわけですね。

**事務局** 農地転用許可制度で、立地基準の中で農地区分として第何種という区分を定めています。

**筑井委員** はい、了解しました。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和35年頃から宅地、公衆用道路として利用し、現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号「一般」の申請番号1番から78番についてご説明いたします。

8ページから11ページをご覧ください。



野田市長より令和3年11月29日付けで、令和3年度第8次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、1年9ヶ月の賃借権設定が田6筆で13,688平方メートル、3年の賃借権設定が畑2筆で2,400平方メートル、5年の賃借権設定が田2筆で5,429平方メートル、畑30筆で22,306平方メートル、6年の賃借権設定が畑11筆で12,040平方メートル、30年の使用貸借権設定が田14筆で16,468平方メートル、畑13筆で8,203平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

**議長** 案件の中に委員があっせんした案件があります。

申請番号1番から7番は齊藤農業委員、申請番号27番から49番は針ヶ谷農業委員、岡田推進委員、77番、78番は越川推進委員があっせんした案件になります。

あっせんの内容について、齊藤委員より説明をお願いします。

**齊藤委員** これは〇〇さんという流山の方で、流山の地区は都市化が進んで、農地がないということで畑のあっせんを依頼されました。

目吹に相続人がいない家がありまして、それをこの〇〇さんが買って2階建ての家を建てて、そこを拠点にして使うということで、妹さんが住まわれて本人は通って来て、仕事の農作業をしています。

ゆくゆくは引越したいということで、何とかあっせんしてくださいということで、結果、その家を基準に考えて、トラクターで行ける所ということで土地を探しました。

ちょっと賃料安いんですけども、5番、6番、7番については、雑草が生い茂ってるっていう状態を通り越して、ちょっと木が生えているんで、かなり開墾して金を使ったので安くして欲しいということで、このような金額になっております。

**議長** 次に、針ヶ谷委員より説明をお願いします。

**針ヶ谷委員** ねぎの栽培をやりたいということで、今68歳なんですけれども、その娘さんでもすね大分やる気がありまして、結果的に2町歩から耕作したいというような希望がありまして、市役所の方に相談をされたということで、私と岡田委員に話しが来ました。

それで、1ヶ月から1ヶ月半ぐらいの時間を使いまして東金野井それから、尾崎地区で地権者の中で農業をあまりやらない方をピックアップしまして、働きかけを行ったところですね、昔からの農家の方ということで、そういう意味で安心して貸していただけることになりました。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質疑なしの声あり

質疑なしと認めます。

これより議案第6号の「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第6号「農用地利用配分計画について」の申請番号1番から8番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号「中間管理」についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

野田市長より令和3年11月29日付けで、令和3年度第8次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、9年の賃借権設定が田1筆で957平方メートル、9年7か月の賃借権設定が田2筆で6,851平方メートル、畑2筆で4,955平方メートル、10年の賃借権設定が田3筆で5,981平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第6号申請番号1番から8番についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

野田市長より令和3年11月25日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の「中間管理」及び議案第6号の申請番号1番から8番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第5号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告事項の1ページから4ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、6件受理しております。

次に5ページ、6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に7ページから10ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、14件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、5件提出がありました

次に12ページをご覧ください。

報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、4件証明いたしました。以上です。

**議長** 報告第5号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号1番から3番について、調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

**吉岡委員** 報告第5号番号1番から3番について報告します。

番号1番は11月10日、番号2番、3番は11月17日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、耕作中で農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

**議長** 番号4番について、調査にあたった針ヶ谷委員より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 報告第5号番号4番について報告します。

去る11月2日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、肥培管理された農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後4時1分)